

少子化対策ポータルサイト「ハグナビしが」再構築・運用保守 業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、少子化対策ポータルサイト「ハグナビしが」の再構築および運用保守業務の受託予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

少子化対策ポータルサイト「ハグナビしが」再構築・運用保守業務

(2) 事業目的および事業内容

別紙、少子化対策ポータルサイト「ハグナビしが」再構築・運用保守業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 予定価格

本業務委託にかかる経費の予定価格（6か年）は、金19,919,900円（消費税および地方消費税含む。）とする。

年度金額

令和6年度 9,332,400円（構築業務）

令和7年度 2,117,500円（運用保守業務）

令和8年度 2,117,500円（運用保守業務）

令和9年度 2,117,500円（運用保守業務）

令和10年度 2,117,500円（運用保守業務）

令和11年度 2,117,500円（運用保守業務）

（金額には消費税および地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格

事業の実施に必要な能力を有するもので、次に掲げる要件を満たし、あらかじめ応募申込書を提出したものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4)滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

(営業種目)次の種目が登録されていること。

大分類：「役務」

中分類：「情報処理」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係る公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-4314）

4 プロポーザルに関する説明会

説明会は実施しない。

5 プロポーザルに関する質問および回答

(1) 質問方法

質問票（様式 1）により電子メールまたは F A X にて受け付ける。

※標題に「少子化対策ポータルサイト「ハグナビしが」再構築・運用保守業務
質問：事業者名〇〇〇】」と記載すること。

※電話または口頭による質問は受け付けない。

※質問票を送信した者は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(2) 質問票提出期限

令和 6 年 7 月 12 日（金）17 時まで

(3) 質問票の提出先

「12. 問い合わせ先」に同じ

(4) 質問に対する回答

期間中に提出された全ての質問を取りまとめて、令和 6 年 7 月 18 日（木）17 時を目途に滋賀県ホームページへ掲載する。

（滋賀県＞県民の方＞子育て・教育＞子育て・青少年育成＞お知らせ・注意）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/>

6 企画提案書等の提出書類

本公募型プロポーザルに参加する事業者は、次の書類を作成し、下記 7. に示す提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ① 応募申込書（様式2）・・・1部
会社名、代表者名、代表者印があること。
- ② 概算見積書・・・正本1部、写し6部
・仕様書に掲げる業務について、着手から納品まですべてに要する経費とその内訳を明記すること。
・業務委託に要する経費の6年間の総合計金額と各年度の内訳を明記すること。
・消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。
- ③ 業務全体の企画提案書・・・正本1部、写し6部
ア 作成にあたっては、仕様書の委託内容を満たし、かつ、以下の点について当業務の目的を達成するに最も効果的であると考えられる内容とすること。
イ 企画提案書には、以下の内容を記載すること
(ア) 業務遂行にあたっての基本的な考え方
(イ) トップページのデザイン案
(ウ) 仕様書に記載している内容についての具体的な提案
(エ) 機能要件等において、提案内容と仕様書の内容に相違がある場合は、その箇所と代替案
(オ) CMS を利用したサイトの更新方法（デモンストレーション、動画による説明も可）
(カ) 仕様書で示していない有効な機能等、セキュリティ対策等の提案（省略可）
(キ) 保守、セキュリティ要件に関する内容
(ク) 実施体制およびスケジュール
ウ 体裁
・ 企画提案書の様式はA4サイズ（任意様式）、ホチキス左上1カ所綴じとする。
・ 正本には事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。
- ④ 事業者概要 1部
- ⑤ その他添付資料（該当する場合）
ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し 1部
イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1部
ウ 高齢者雇用確保措置を講じている場合には、締結した労使協定または労働基準監督署へ届出をしている就業規則の該当箇所の写し 1部
エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合には、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し 1部
オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している場合には、障害者を雇用している旨の申立書
カ 「しが障害者施設応援企業」認定がある場合：同認定通知書（滋賀県発行）の写し 1部
キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定がある場合：同認定通知書（労働局発行）の写し 1部
ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合は、同認証通知（滋賀県発

- 行) の写し 1部
- ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合：同認定通知書（労働局発行）の写し 1部
- キ 環境マネジメントシステムに関する認証・登録を受けている場合は、ISO14001（審査登録機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）等））による証明書またはエコアクション21、KES、エコステージの認証、登録証の写し 1部

(2) 留意事項

- ・ 1者につき1提案とする。
- ・ 提出された企画提案書等は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に使用はしない。
- ・ 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- ・ 業務の内容は、県と契約予定者の協議により決定することとし、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。また、業務の進行にあたっては、県、市町、関係事業者との打ち合わせを行い、方針を決定する。

7 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和6年8月1日(木)17時 ※時間厳守とし、郵送の遅れは考慮しない。

(2) 提出方法

持参または郵送

※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く、9時から17時までとする。

※郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 提出先

「12. 問い合わせ先」に同じ

8 審査について

(1) 審査概要

滋賀県子育て支援課が設置する審査会（審査委員4名）において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。

ただし、総合点において満点の5割未満の場合は、契約予定者とししない。

なお、プレゼンテーションの時間は各事業者に別途通知する。

(2) プレゼンテーション

ア 実施予定日

令和6年8月7日(水)の予定

詳細な時間・場所などは提案者に別途通知する。

イ プレゼンテーションの方法

企画提案書の記載内容に基づく口頭説明を行う。

時間配分の予定は次のとおり。

- (ア) 企画提案書の内容説明 : 30分以内
- (イ) 質疑および応答 : 15分以内

ウ その他

- (ア) プロジェクターおよびスクリーンは滋賀県で準備するが、その他の機器は提案者が準備すること。
- (イ) 応募者多数の場合は、およびプレゼンテーションの時間が変更となる可能性がある。またデモンストレーションの実施は不可とすることがある。

(3) 評価項目および評価点

提出された書類およびプレゼンテーションをもとに、別添の評価基準で定められた評価項目および評価点により総合的に審査する。

(4) 審査結果の通知

企画提案の採否について、文書で採用または不採用の通知を行う。

9 契約の締結について

審査会で選定された提案者は、企画提案書等の内容について、子育て支援課と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。

なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

10 失格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

11 その他

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 提出された企画内容については、協議の上、変更することができるものとする。
- (3) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を順守すること。
- (4) プロポーザルに要する経費はすべて各事業者負担とする。
- (5) 本事業の遂行上、知り得た情報を第三者に漏らしたり、他の目的に利用したりしてはならない。
- (6) 本業務を遂行する上で疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。

12 問い合わせ先

滋賀県子ども若者部子育て支援課 母子保健係

担当：枝

住所 〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3567 / FAX 077-528-4868

e-mail boshihoken@pref.shiga.lg.jp